新潟県柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内中小企業等の人手不足の解消や地域社会が抱える課題を解決するため、東京圏から市内へ移住し、就業又は起業等をした者に対し、柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和５０年規則第２９号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

⑵　条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成２２年国勢調査から令和２年の国勢調査の人口減少が１０％以上の市町村をいう。

⑶　移住支援事業　新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「新潟県実施要領」という。）第４第１項第１号に定める事業をいう。

⑷　マッチングサイト　新潟県実施要領第５第２項第１号に定めるインターネットサイトをいう。

⑸　起業支援事業　新潟県実施要領第４第２項に定める事業をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　移住元に関して次のア、イ及びウに該当する者

ア　市内に住民票を移す直前の１０年間のうち通算５年以上、東京２３区に在住していた者又は市内に住民票を移す直前の１０年間のうち通算５年以上、東京圏（条件不利地域を除く。）に在

住し、東京２３区へ通勤（雇用される者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた者

イ　市内に住民票を移す直前に連続して１年以上、東京２３区に在住していた者又は市内に住民票を移す直前に連続して１年以上、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京２３区へ通勤（東京２３区への通勤期間については、市内に住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）していた者

ウ　ただし、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

⑵　平成３１年４月１日以降に転入した者

⑶　補助金申請時において、市内に転入後１年以内である者

⑷　補助金申請日から５年以上、継続して市内に居住する意思を有している者

⑸　納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者

⑹　同一世帯で柏崎市子育て世帯移住・就業等支援補助金を受給した者がいないこと。

⑺　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでない者

⑻　日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

⑼　申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、新潟県及び市長が認める場合を除く。

⑽　別表第１のいずれかに該当する者

⑾　前各号に掲げるもののほか、市長が新潟県と協議の上、不適当と認めたものでない者

２　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、２人以上の世帯で移住する場合、交付対象者は、前項の規定に加え次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　申請者を含む２人以上の世帯員（以下「申請者等」という。）が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

⑵　申請者等が申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。

⑶　申請者等がいずれも平成３１年４月１日以降に転入したこと。

⑷　申請者等がいずれも支給申請時において転入後１年以内であること。

⑸　申請者等がいずれも納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

⑹　申請者等がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の交付額は、単身の場合は６０万円、２人以上の世帯の場合は１００万円とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。この場合において、１８歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、１８歳未満の者一人につき１００万円を加算する。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第５条　申請者は、柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　本人であることが確認できる身分証明書のコピー

⑵　申請者の住民票の写し（２人以上の世帯の場合は、世帯員分を含む。）

⑶　移住元の住民票除票の写し（２人以上の世帯の場合は、世帯員分を含む。）

⑷　納税証明書（２人以上の世帯の場合は、世帯員分を含む。）
⑸　振込先口座の通帳のコピー
⑹　別表第２のうち申請者が該当する書類
⑺　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び交付額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第５号様式）により、速やかに申請者に通知し、補助金を交付するものとする。また、不適当と認めたときは、補助金を交付しないことを決定し、柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金不交付決定通知書（別記第６号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額のうち当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、市長が新潟県と協議の上、雇用企業の倒産、災害、病気等、交付決定者においてやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

⑴　補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為が明らかとなったとき　全額
⑵　補助金交付申請日から３年未満に市外へ転出したとき　全額
⑶　就業申請者が補助金交付申請日から１年以内に補助金交付の要件を満たす職を辞したとき　全額
⑷　新潟県が実施する起業支援事業の補助金の交付決定が取り消されたとき　全額
⑸　補助金交付申請日から３年以上５年以内に市外へ転出したとき　半額
⑹　テレワーク申請者が補助金交付申請日から１年以内に補助金交付の要件を満たさなくなった場合　半額
⑺　関係人口申請者が補助金交付申請日から１年以内に補助金交付

の要件を満たさなくなった場合　半額

（報告・調査）

第８条　市長は、交付決定者に対し、補助金に関して報告を求め、又は立入調査を行うことができ、交付決定者は、これに応じなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が新潟県と協議の上、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年２月６日から施行する。ただし、施行後の第３条第１号の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行の日以前に転入した者は、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年３月３日から施行する。ただし、施行後の第３条第１号の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行の日以前に転入した者は、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、施行後の第４条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行の日以前に転入した者は、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、施行後の第４条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行の日前に転入した者は、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条及び第７条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行の日前に転入した者は、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条第９号の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行の日前に転入した者は、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

就業申請者（一般の場合）	次に掲げる全てに該当すること。 １　新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人に応募して就業したこと。 ２　勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 ３　就業先が、３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 ４　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象企業に就業していること。 ５　１の求人への応募日が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人を掲載した日以降であること。

	６　当該法人等に補助金の申請日から起算して５年以上継続して勤務する意思を有していること。 ７　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
就業申請者（専門人材の場合）	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 １　勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 ２　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ３　当該就業先において、補助金の申請日から起算して５年以上継続して勤務する意思を有していること。 ４　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ５　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
起業申請者	補助金の申請日から遡って１年以内に、新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金の交付決定を受けていること。
テレワーク申請者	次に掲げる全てに該当すること。 １　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ２　移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。 ３　地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

関係人口申請者	住民登録時点で５０歳以下の者であり、申請時に、次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ、【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 １　令和元年６月１日以降かつ転入前に柏崎市の移住セミナー、移住相談会又はお試し移住体験の参加経験がある者 ２　転入の３か月より前から柏崎ファンクラブの会員である者 ３　柏崎市内の二大学（新潟産業大学、新潟工科大学）の卒業者 【地域の担い手確保の要件】 １　市内の農林水産業に新たに就業し、市内で週２０時間以上の就労をする者 ２　市内に拠点を置く家業等に新たに就業し、市内で週２０時間以上の就労をしている者

別表第２（第５条関係）

雇用される者として東京圏（条件不利地域を除く。）から東京２３区へ通勤していた申請者	東京２３区内での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
法人経営者又は個人事業主で東京圏（条件不利地域を除く。）から東京２３区へ通勤していた申請者	東京２３区内での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
東京圏（条件不利地域を除く。）から東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職した申請者	１　在学期間や卒業校を確認できる書類 ２　東京２３区内での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

就業申請者	就業証明書（別記第２号様式）
起業申請者	新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金の交付決定通知書のコピー
テレワーク申請者	１　就業証明書（テレワーク）（別記第３号様式） ２　（個人事業主・フリーランスのみ）就業時間の証明書（別記第３号様式別紙１） ３　（個人事業主・フリーランスのみ）申請日以降にテレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類 ４　（個人事業主・フリーランスのみ）開業届の写し又は確定申告書の写し ５　（個人事業主・フリーランスのみ）申請前３か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類
関係人口申請者 （支給対象者の要件が柏崎市の移住セミナー、移住相談会又はお試し移住体験の参加経験者、柏崎ファンクラブ会員の場合）	１　柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金における関係人口証明書（別記第４号様式） ２　就業証明書（関係人口就業用）（別記第７号様式）
関係人口申請者 （支給対象者の要件が柏崎市内の二大学〔新潟産業大学、新潟工科大学〕の卒業者の場合）	１　各大学の卒業証明書 ２　就業証明書（関係人口就業用）（別記第７号様式）